

内部被ばくと避難問題 ～尿検査から見えてきたもの～

◆日時：2011年9月25日（日）14:00～17:00
◆場所：ユニックスビル5F（福島市栄町6-6）
福島駅東口 徒歩1分

◆プログラム
・内部被ばくとは～尿検査結果が語るもの
・チェルノブイリの経験より
・避難問題と東電賠償、内部被ばくを避けるための市民活動

◆講師
阪上武（福島老朽原発を考える会代表）、青木一政（同 放射能測定プロジェクト）
満田夏花（FoE Japan）、陶山三枝子（子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク）

◆主催：国際環境 NGO FoE Japan、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

◆申込み：
FoE Japan のウェブサイト（www.foejapan.org）から登録いただくか、または下記宛にメールまたはファックスにて、件名を「9月25日セミナー申込」とし、①お名前、②ご住所、③連絡先のお電話番号/FAX、④E-mailをご連絡下さい。

宛先：国際環境 NGO FoE Japan（エフ・オー・イー・ジャパン）
Fax: 03-6907-7219 / E-mail: finance@foejapan.org

◆問い合わせ 国際環境 NGO FoE Japan Tel: 03-6907-7217（平日：10:00～21:00）



9/25（日）
入場無料

尿検査結果が語るもの

今年5月、市民団体が実施した尿検査の結果、10人の子どもの尿中からセシウムが検出されました。その後、実施されたフォローアップ検査では、避難した子ども全員の尿のセシウム濃度が下がり、避難していなかった子どものセシウム濃度は下がりませんでした。このことは避難することが内部被ばくの回避に有効な手段であることを示唆しています。

避難の区域設定と賠償

特定避難勧奨地点は、現在、南相馬市、伊達市の一部が指定されています。世帯ごとの指定などの問題点はありますが、避難に際して行政の支援が受けられ、東電の賠償を確実に受けとることができるという利点があります。

原子力損害賠償紛争審査会が8月5日に発表した中間指針では、避難に関する賠償については、①交通費、宿泊費、生活費の増加分などの避難費用、②精神的損害（事故発生から6カ月は一人当たり月額10万円）——などの支払いについて定めています。避難区域外からのいわゆる「自主避難」については、現段階では賠償のルールは決まっていません。

日本の法令と国際基準に学ぶ

今、政府の避難区域の指定基準は、積算線量で「年20ミリシーベルト」で、福島市は先般の大波地区における説明会で、毎時3.1マイクロシーベルトを適用するとしました。この基準については、計測地点が限定されている、内部被ばくが考慮されていない、子どもや妊婦に一律の基準を強要しているなどの問題があります。伊達市、南相馬市では、次のように子ども・妊婦の基準を設けています。

福島市：子ども・妊婦の基準を設けず、高い被ばくを許容

	伊達市	南相馬市	福島市大波
勧奨地点指定基準	3.2 μ Sv/h 以上	3.0 μ Sv/h 以上	3.1 μ Sv/h 以上
子ども・妊婦基準	2.7 μ Sv/h 以上 で勧奨地点指定	2.0 μ Sv/h (50cm) 以上 で勧奨地点指定	2.0 μ Sv/h 以上 で除染

阪上武（フクロウの会）まとめ

3 μ Sv/時（放射線管理区域の5倍）の被ばくを許容

それに加えて、そもそも年20ミリシーベルトという基準が、法令や国際基準に比べても高すぎます。

- ・法令による公衆の年間の線量限度…年1ミリシーベルト
- ・放射線管理区域（18才未満の労働禁止、一般人の立入禁止、厳格な線量管理）…年5.2ミリシーベルト、0.6マイクロシーベルト/時に相当
- ・原発労働者のガンや白血病の労災認定…基準：年5ミリシーベルト～、実績：年5.2ミリシーベルト～
- ・ドイツの原発労働者の被ばく限度…年5ミリシーベルト

このセミナーは、尿検査の結果を踏まえ、内部被ばくを回避するための手段や避難問題について考えることを目的に開催します。

※本セミナーは、9月7日に福島テルサで開催したセミナーとほぼ同一の内容を含みます